



鳥取県公報

平成15年7月18日(金)
号外第110号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(465)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(466)(＼).....	3
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(467)(水産課).....	3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(468)(＼).....	5
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(469)(＼).....	5

告 示

鳥取県告示第465号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成15年7月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
1 規則第2条第1項の利子補給率				1 規則第2条第1項の利子補給率			
農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
	(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	年0.4バーセント		(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	年0.65バーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	年0.4バーセント	(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	年0.65バーセント		

(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.4パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.4パーセント
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	年0.4パーセント
(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	年0.4パーセント
(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.4パーセント

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年以内であるものに限る。)を年0.1パーセントの割合で交付する場合	年0.1パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント

3 規則附則第3項の利子補給率

農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(5) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(6) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント

(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.65パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.65パーセント
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	年0.65パーセント
(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	年0.65パーセント
(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.65パーセント

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.025パーセントの割合で交付する場合	年0.025パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.075パーセントの割合で交付する場合	年0.075パーセント
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.1パーセントの割合で交付する場合	年0.1パーセント

3 規則附則第3項の利子補給率

農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.65パーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.65パーセント
(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.65パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.65パーセント
(5) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.65パーセント
(6) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.65パーセント

鳥取県告示第466号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成15年7月18日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

Table with columns for '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). It details interest rates for various types of loans (e.g., 加工流通施設整備資金, 保樹機能増進施設整備資金, 生活環境施設整備資金) based on loan term and amount. The table is split into two main sections for '改正後' and '改正前'.

鳥取県告示第467号

平成8年鳥取県告示第250号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成15年7月18日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率					漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率				
	漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合		漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合
略						略					
4 規則別表3に掲げる資金	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	4 規則別表3に掲げる資金	略	略	略	年0.65パーセント	年0.65パーセント
5 規則別表4に掲げる資金	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	5 規則別表4に掲げる資金	略	略	略	年0.65パーセント	年0.65パーセント
略						略					
8 規則別表7に掲げる資金	-	-	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	8 規則別表7に掲げる資金	-	-	略	年0.65パーセント	年0.65パーセント
9 規則別表8に掲げる資金	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	9 規則別表8に掲げる資金	略	略	略	年0.65パーセント	年0.65パーセント

鳥取県告示第468号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成15年7月18日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年1.2パーセント	略	年0.7パーセント	略

鳥取県告示第469号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成15年7月18日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第6号の資金	年1.825パーセント	略	規則別表第6号の資金	年1.325パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年1.2パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年0.7パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.2パーセント	略		年0.7パーセント	略	

